

しょうめいしょ 証明書について

しょう き そねんきん しんせい う けんさ けっか
障がい基礎年金の申請などのために、当センターで受けた検査の結果が
ひつよう かた しょうめいしょ
必要な方には「証明書」をおわたします。

《 しょうめいしょ ひつよう かた > 証明書が必要な方へ》

しょうめいねがい ひつよう か どう だ
「証明願」に必要なことを書いて、当センターに出してください。

しょうめいねがい だ まえ かなら どう れんらく
「証明願」を出す前には、**必ず**、当センターに連絡をしてください。

おおさかふしょう しゃじりつそくだんしえん
大阪府障がい者自立相談支援センター TEL 06-6692-5263

でんわ じかん へいじつごぜん じ ごご じ ぶん
電話がつながる時間 平日午前9時～午後5時45分

き 気をつけること

もう ひと ほんにん ほごしゃ せいねんこうけん にん しえん じぎょうしゃ
(1) 申しこめる人は、本人・保護者・成年後見人・支援事業者です

ゆうびん おく へんしんようふうとう えんぶん きつて かんいかきとめだい は いっしょ だ
(2) 郵便で送ってほしいときは、返信用封筒に **404円**分の切手（簡易書留代）を貼って一緒に出してください

しょうめいしょ げつ
(3) 証明書ができるまでには **1** か月くらいかかります

ひつよう 必要なもの

もう ひと 申しこむ人	ひつよう 必要なもの
ほんにん 本人	① 療育手帳の写し
ほごしゃ 保護者	① 療育手帳の写し ② 委任状 ③ 保護者の本人確認書類
せいねんこうけん にん 成年後見人	① 療育手帳の写し ② 登記事項証明書の写し
しえん じぎょうしゃ 支援事業者	① 療育手帳の写し ② 委任状 ③ 名刺や職員証など、本人を支援していることがわかるもの

うえ ひつよう しょうめいねがい いっしょ だ
上の「必要なもの」と「証明願」を一緒に出してください

しょうめいねがい 証明願について

- おおさかふしょう しゃじりつそくだんしえん しちょうそん しょう ふくしたんとうまどぐち
大阪府障がい者自立相談支援センターや、市町村の障がい福祉担当窓口にあります
- おおさかふしょう しゃじりつそくだんしえん
大阪府障がい者自立相談支援センターのホームページ (<http://www.pref.osaka.lg.jp/jiritsusodan/shokai.html>)
からもダウンロードできます

と あ きき> 《問い合わせ先》

おおさかふしょう しゃじりつそくだんしえん ちてきしょう しゃしえん か
大阪府障がい者自立相談支援センター知的障がい者支援課

TEL 06-6692-5263 【平日午前9時～午後5時45分】